

堺市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■ 全部記録

□ 要点記録

会議の名称	令和7年度堺市廃棄物減量等推進審議会 施設整備基本計画の一部に関する専門部会（第2回）		
開催日時	令和7年8月25日（月） 午後2時45分 から 午後4時00分まで		
開催場所	堺市役所 本館3階 大会議室1・2	傍聴者数	4名
出席者又は欠席者 委員 (50音順：敬称略)	出席者 4名 小島 理沙（Web） 清水 万由子 藤田 香（Web） 山本 祐吾		
議題	(1) 堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の一部に関する答申素案について (2) その他		
会議の内容	別添のとおり		

令和 7 年度堺市廃棄物減量等推進審議会
施設整備基本計画の一部に関する専門部会（第 2 回）

開催日:令和 7 年 8 月 25 日
場 所:堺市役所 本館 3 階
大会議室 1・2
開 会:午後 2 時 45 分

○司会

定刻となりましたので、ただいまから「令和 7 年度堺市廃棄物減量等推進審議会施設整備基本計画の一部に関する専門部会（第 2 回）」を開催いたします。本日はお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、環境施設課の中野と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、対面参加と WEB 会議システムを利用した参加との併用により開催させていただきます。本部会の委員総数 4 名のうち、現在会場に 2 名の委員にお越しいただいております。また、WEB では 2 名の委員からのオンライン接続を確認しておりますので、堺市廃棄物減量等推進審議会規則第 8 条第 6 項の規定により、同規則第 3 条第 2 項の規定を準用いたしまして、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本部会は本審議会規則第 8 条第 6 項の規定により、同規則第 6 条第 1 項の規定を準用いたしまして、公開となっております。本日の会議には、4 名の傍聴者が来られておりますことをご報告いたします。傍聴者の方におかれましては、堺市廃棄物減量等推進審議会の傍聴に関する要綱の遵守事項をお守りいただきますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードに設定いただきますようお願いいたします。

会議の開催にあたり、2 点お願いがございます。まず 1 点目でございますが、本部会の会議録につきましては発言者名を明記した上、堺市ホームページ及び市政情報センターでの閲覧などにより公表させていただきます。会議録の作成にあたっては事務局で原案を作成の上、出席部会委員への確認を経て部会長の署名をいただくことで最終確定とさせていただきます。正確を期すため、会議内容を録音させていただきますのでご了承のほどよろしくお願い申し上げます。2 点目でございます。会場にお集まりの皆様におかれましては音声を拾います関係上、ご発言の際はマイクを通していただきますようお願いいたします。ご発言の際はマイクのスイッチをオンの状態にいただき、発言終了後はオフの状態にお戻しくくださいますようお願い申し上げます。オンラインでご参加の皆様におかれましては、会議中カメラはオン、マイクはミュートとしていただきますようお願いいたします。また、ご発言の際は映像内で挙手いただくかチャット機能でご発言する旨をお知らせください。部会長からのご指名後、マイクのミュートを解除の上、ご発言をお願いいたします。このほか進行中に不具合などがありましたら、チャット機能等で事務局にご連絡ください。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日配布しております資料でございますが、一番上が本日の「次第」でございます。次に、本日の「配席図」でございます。次に、資料 1「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の一部に関する答申素案」でございます。資料の漏れ等ございませんでしょうか。お手元にはない資料等がありましたら、事務局にお声がけください。よろしいでしょうか。

それでは、本審議会規則第 8 条第 6 項の規定により、同規則第 3 条第 1 項の「会長が議長となる」の規定を準用いたしまして、ここからは山本部会長に議事進行をお願いしたいと存じます。山本部会長、よろしくお願いいたします。

○山本部会長

それでは、1 つ目の議題「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の一部に関する答申素案」

について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○事務局

環境施設課の柴山でございます。それでは、資料 1「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の一部に関する答申素案」について、ご説明させていただきます。お手元の資料 1 をご覧ください。表紙を 1 枚めくっていただきますと、「はじめに」といたしまして、最初に本市一般廃棄物処理施設の状況及び一般廃棄物処理基本計画における「ごみ焼却施設等の更新・整備」及び「資源化施設の更新・整備」に関する対応方針を記載しております。この対応方針に基づき、現在本市にて策定に取り組んでおります「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の策定目的について記載しているとともに、本審議会への諮問項目及び諮問理由についても記載しております。

なお、今回諮問させていただいた項目は全部で 3 項目ございまして、具体的には「一般廃棄物処理体制について」「処理能力算定方法について」「地域との共生（環境学習設備の基本方針）について」であります。続きまして、諮問項目ごとの答申素案についてご説明させていただきます。なお、誠に恐れ入りますが、諮問項目ごとの答申素案のご説明につきましても事務局にて実施させていただきます。

それでは、資料の 1 ページ「一般廃棄物処理体制について」をご覧ください。以後、恐れ入りますが、項目ごとの答申素案について読み上げさせていただきます。初めに、諮問項目 1「一般廃棄物処理体制について」でございます。

1 点目、一般廃棄物処理施設は衛生的で快適な市民生活に必要不可欠であり、将来にわたり安全・安心で安定的な処理体制を構築することが重要である。

2 点目、堺市は一般廃棄物処理体制の検討において、まず検討の方向性を定め、それに基づいて市域から一般廃棄物処理施設の候補地を抽出し、2 工場体制として適切な施設配置を選定している。

3 点目、検討の方向性として示されている「2 工場体制によるリスク分散」「同一敷地内更新」「施設の集約化」「経済性」の 4 つについては、上位計画である堺市一般廃棄物処理基本計画及び前回答申（令和 2 年 10 月 28 日）等を踏まえた内容であり、将来にわたり安全・安心で安定的な処理体制を構築するために必要な普遍的な方向性であると評価する。

4 点目、検討過程としては、清掃工場の建設地として検討可能な敷地の抽出（建設回避区域の設定、施設整備に必要な最小敷地面積の設定）、清掃工場建設に適している敷地の選定（抽出地に対する評価基準の設定）、2 工場体制として適切な施設配置の選定（選定候補地を組合せた施設配置案を設定、施設配置案に対する評価基準の設定）の順で検討し、最適な一般廃棄物処理体制の構築を行っている。この過程における評価項目と評価基準は、清掃工場に求められる事項及び堺市が重視する事項の優先度に合致した評価、選定に適したものであることが重要である。専門部会では、災害時も含めた持続可能な処理体制の確保は重要であるとともに環境負荷、災害時のリスク分散、廃棄物収集効率等、幅広い観点で評価項目及び評価基準が適正であるかについて特に慎重に検討した。

堺市の施設配置選定プロセスは、専門部会の意見を踏まえた評価項目及び評価基準により構成されており、堺市において将来にわたり安全・安心で安定的な一般廃棄物処理体制を決定する検討過程として、公平、公正な内容であると評価する。

続きまして、諮問項目 2「処理能力算定について」でございます。

1 点目、焼却施設の処理能力算定に関しては、令和 6 年 3 月 29 日に環境省が通知した「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」等により、処理能力は基本的にはほぼ一意に算定されることとなり、また、破碎施設・資源化施設の処理能力算定においても、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について（通知）」を基本とすることから、当審議会において整理が必要な条件は限定的となった。

2 点目、南海トラフ地震発生による災害リスクへの懸念が近年高まっている中、大規模災害に備え、災害廃棄物処理量を処理能力算定基礎に適切に見込む必要がある。過剰能力とならないよう、現行の「堺市災害廃棄物処理計画」の災害廃棄物処理可能量推計を踏まえ、災害廃棄物処理量を見込んでいることは評価する。

続きまして、2 ページ諮問項目 3「地域との共生（環境学習設備の基本方針）について」でございます。

1 点目、環境問題は利便性の高い人類の社会生活の代償として派生したものであり、温暖化や自然破壊等の問題から地球環境を保全するためには、天然資源の消費を抑制し環境負荷を減らす循環型社会の形成が重要である。

2 点目、循環型社会の形成は行政や企業だけでなく、全ての個人や団体が主体的に実践する必要がある。国の第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月閣議決定）には、地方公共団体に期待される役割の一つとして、「環境教育・環境学習の場の提供」が求められている。

循環型社会形成の一翼を担う清掃工場は、ごみ処理の仕組みやごみの分別、減量について直接的に学べる場であり、また今後の新しい清掃工場は、多くの市民等が来場し幅広く環境学習ができる環境啓発拠点とすることが必要である。

3 点目、堺市は次期一般廃棄物処理施設を市の環境啓発拠点として、「わかりやすく主体的に学ぶことができる」「全ての世代が楽しみながら学ぶことができる」の 2 つのコンセプトを設定し、ごみ問題をはじめ地球温暖化対策や生物多様性など環境問題を総合的に学べるよう環境学習設備を整備するとしている。

4 点目、このコンセプトを実現するためには、「行動変容につなげる」を考え方の基軸として、循環型社会の形成に必要な個人や団体等の主体的な実践につなげられる学習効果を発現できることが重要であり、環境学習設備に関しては、見て、触れて体験することで環境問題との関わりを理解し、「行動変容」につながる学習内容を提供できることや、社会情勢や時代ニーズ等に応じて啓発内容が変更可能なこと等について十分に配慮されている。

5 点目、次期清掃工場における新たな環境学習設備の運営に際しても、常にコンテンツを検証し、来場者の行動変容につながる効果の維持向上に努めていくことも重要である。

以上が諮問項目 3 の「地域との共生（環境学習設備の基本方針）について」でございます。なお、本日の資料の 3 ページ以降でございますが、先月 7 月の審議会にてご説明させていただきました中間報告に相当する資料、委員名簿及び開催状況を記載した資料でございますので、ご説明を割愛させていただきます。簡単ではございますが、「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の一部に関する答申素案」に関するご説明は以上でございます。

○山本部長

ただいま事務局から説明がありました内容について、部会議員の皆様方で何かご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

では、私から何点かございます。1 つ目に、2 ページの 1 行目についてです。事前説明の際に申し上げて、良い解決策がまだ見出せていないのですが、「温暖化や自然破壊等の問題から地球環境を保全するためには、循環型社会の形成が重要である」という点については少し違和感があるので、修正いただいた方がいいかと思います。循環型社会の形成を通じて温暖化対策につながったり、自然破壊を緩和したりという効果は二次的、三次的な効果としてはあると思いますが、循環型社会形成の最大の目的は、資源の枯渇の問題や廃棄物の最終処分をめぐる問題の解決かと思っておりますので、少し検討いただきたいと思います。例えば、「天然資源の枯渇や地球温暖化、自然破壊などの環境問題は、利便性の高い人類の」という書き出しにして、「社会生活の代償として派生したものであり、その解決策の一つとして、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を減らす循環型社会の形成が重要である。」と続く文章にさせていただくと意味が通りやすいかと思います。

ここから細かい話になり恐縮ですが、2 つ目は 2 ページの下から 4 行目の行動変容についている「」は必要ない気がします。

3 つ目が 1 ページの諮問項目 1「一般廃棄物処理体制について」の 4 点目の 4 行目、「最適な一般廃棄物処理体制」という表記について、事務局の判断にお任せしたいと思いますが、最適と言ってしまうと、何をもって最も適していると言えるかハードルが高くなってしまったと感じます。我々が外で論文を出したりする際は、このようなハードルが上がる言葉を避けて、適切や適当というような表現をするので、必要に応じて修正すべきか検討いただければと思います。

○事務局

ありがとうございました。文言等の修正につきましては検討の上、後日ご相談させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山本部長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。何かご質問等ありますでしょうか。

では、私から質問させていただきます。これも細かい話ですが、一度事務局で検討いただきたいのですが、「など」というひらがなでの表現や、漢字で「等」と表現されているものが混在しています。何か意図をもって使い分けているのであれば構わないのですが、特段意図がないのであれば、表現は統一された方がいいかと思います。

次に、表紙の裏の「はじめに」の出だしについて、「現在」の前に半角スペースと全角スペースが一個ずつ入っているように見えますので、修正いただければと思います。

これは私の理解不足かもしれませんが、「はじめに」のページの下から 4 行目です。「整備計画」に関する一部方向性を答申していますとありますが、この一部方向性というのはどういう意味でしょうか。以上です。

○事務局

ありがとうございます。半角全角スペースやなど、等のひらがなと漢字の混在につきましては、修正する方向で検討させていただきたいと存じます。

続きまして、ご質問いただきました「はじめに」の部分の一部方向性という文言は令和 2 年 10 月 28 日付けの答申におきまして、長期的なごみの安全・安心な処理体制の構築や大規模災害時に備えた施設の強靱性の確保等、施設整備に関する方向性の一部を示していただいたことを表しています。以上でございます。

○山本部長

内部事情を知っている我々の理解としても同じ認識なのですが、一部方向性という表現が一般に伝わる表現か少し疑問がありますので、必要があれば修正を検討いただければと思います。

○事務局

ありがとうございました。こちらにつきましても、わかりやすくなるよう修正を検討させていただきます。

○山本部長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問いかがでしょうか。では、何度も議論しているところでもありますので、この件に関しては以上かと思います。最後に、2 つ目の議題の「その他」でございますが、何かありますでしょうか。

○事務局

事務局でございます。今後の予定でございますが、令和7年度第2回廃棄物減量等推進審議会を9月24日水曜日10時より開催する予定をしております。

本日の専門部会で委員の皆様方からいただきましたご意見を踏まえ、資料を修正し、答申案とさせていただきますと存じます。なお、修正した資料につきましては後日送付いたしますので、非常にタイトなスケジュールで委員の皆様方には申し訳ございませんが、ご確認をお願いさせていただきますと存じます。

本日は山本部長をはじめ、部会委員の皆様方にはお忙しいところご審議を賜りまして誠にありがとうございました。事務局からは以上でございます。

○山本部長

それでは、本日の議事はこれで終了させていただきます。事務局へお返しいたします。

○司会

山本部長ありがとうございました。施設整備基本計画の一部に関する専門部会については今回の部会が最後となる予定でございます。つきましては、ご審議を賜りました部会委員の皆様へ環境事業部理事の二階堂より一言ご挨拶申し上げます。

○環境事業部理事

環境事業部理事の二階堂と申します。本来であれば環境事業部長の澤井よりご挨拶させていただくところ急遽、業務の都合でご挨拶することができなくなりました。代わりに私がご挨拶させていただきます。専門委員の皆様方におかれましては、先ほどの専門部会に引き続き長時間にわたり、ご議論いただきまして誠にありがとうございました。今回の計画策定では、一般廃棄物処理基本計画の改定時期と施設整備基本計画策定の時期が重なりまして、審議会や専門部会でご議論いただく内容也多岐にわたり、山本部長をはじめ委員の皆様方には多大なご負担をおかけすることになりました。そのような中、幾度も専門部会等で活発に議論をいただき貴重なご意見やご指導を賜りまして、一部修正はありますが答申案の取りまとめに至りましたことを心より御礼申し上げます。今後も9月24日の審議会をはじめ、ご支援ご協力をいただくかと存じますが、引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○司会

会議終了にあたり、傍聴者の方はご退席くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度堺市廃棄物減量等推進審議会施設整備基本計画の一部に関する専門部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。